

令和2年10月

法人とつとつ

no. 105

福部町のらっきょう畑

公益社団法人 鳥取法人会



麒麟獅子

青年部会 副部長 中井 史生

テレワークが証明した田舎の良さ

コロナ感染拡大防止のための自粛により、自宅待機を余儀なくされた環境下でテレワークという言葉が耳にするようになりました。

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで特に都心部を中心に、出勤せず自宅待機のまま仕事をするというスタイルの働き方として広まりました。このテレワークを可能にしているのは、どこでも不自由なくインターネットに接続できる環境と、パソコンを使って完結できる業務が増えたことによります。テレワークは「**1対1**」離れたところ」と「**Zoom**」仕事」の2つの意味からできた造語で、離れたところで仕事を遂行するという意味は、自宅と会社だけでなく、地方と都会のような距離をも表しており、鳥取から東京の商談相手とパソコン越しに商談を進めたり、社内会議をパソコンを通じて行うことが当たり前になってきました。このような商談や会議を進めるツールが「ズーム」に代表されるWEB会議システムです。このシステムは1対1のミーティングはもろんのこと数百人が一堂に参加する会議も行うことができます。このようにテレワークが距離を無効化させることで様々なことが従来の在り方から変化していくこととなります。例えば、営業や商談、会議の際に、移動する必要がなくなり時間的余裕ができたり、出張や単身赴任がなくなったり、

都会で高い家賃を払ってオフィスを構える必要がなくなったり、企業説明会や面接が（インターネットを使っての）オンラインになったりといったことです。逆にテレワークの弊害として、勤怠管理の難しさやセキュリティリスク、そして社員間のコミュニケーション不足などが挙げられます。

テレワークは人と人との物理的距離を無効化してくれませんが、人と人の間にネットという境界も作ります。どこかで人はリアルなコミュニケーションが必要で、例えばテレワークにより、家族と接する時間が長くなったとか、余暇を趣味に充てられるようになったとかがないと疲弊してしまうと思います。

そういう意味で地方（鳥取）は、マスク・消毒を心がけながらも毎日当たり前に出社して、頻発するオンライン会議なるものに辟易しながらも、日々社員同士がコミュニケーションをとって過ごしています。仕事もテレワークにより、鳥取からでも都会と商談することが容易になりました。

都会でテレワークをしている企業にとって、遠隔でも仕事ができることが証明された今、都会にいる意義は薄れ、地方で働くことが見直されています。



目次

No.105

麒麟獅子・目次	2	寄稿「段取り8分、仕事2分」	13
新鳥取税務署長「着任挨拶」	3	福利厚生制度のコーナー 大同生命保険(株)	14
事業活動	4	そのネーミング使って大丈夫ですか？	15
表彰の皆様	5	わが社のホープと会社PR 秋山歯科矯正歯科医院	16
令和元年度 決算書 令和2年度 予算書・事業計画	6～7	税務署人事異動のお知らせ・古賀署長/村江会長対談	17
税務署からのお知らせ	8～9	新入会員紹介 (R2.3.1～8.31)・鳥取法人会行事予定	18
青年部会の広場・女性部会のページ	10	えんトリー NEWS・ひとりごと	19
新型コロナ緊急経済対策における税制上の措置	11～12		

着任挨拶



鳥取税務署長

古賀 裕志

本年7月の人事異動で鳥取税務署長を拝命しました古賀でございます。

鳥取税務署の勤務は初めてとなりますが、管内は、全国的に有名な鳥取砂丘や浦富海岸などの豊かで美しい自然に囲まれ、また、四季折々の食材にも恵まれており、この鳥取の地で勤務し、そして生活できますことを大変嬉しく思っております。

はじめに、公益社団法人鳥取法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、青年部会を中心とした「キッズカフェ」や租税教室への講師派遣、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」など、様々な社会貢献活動へ積極的に取り組まれております。こうした活動につきましては、村江会長をはじめとする鳥取法人会の皆様が一致団結してご尽力された賜物であり、皆様の熱意あるご努力に対しまして心より敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、各種イベントの中止など日常生活への影響に加え、地域経済への深刻な影響を危惧しております。

私ども税務署といたしましては、税制上の措置及び取り扱いに係る納税者の皆様からの諸申請や相談について、状況の変化に即して、署一丸となって迅速かつ丁寧に対応しながら、会員の皆様の声にもしっかりと耳を傾けてまいり所存です。

なお、税務署におきましては、従来から、年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者の皆様に説明するため、毎年、年末調整説明会を開催しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、やむなく説明会の開催を中止することとしました。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、源泉徴収義務者の皆様が年末調整事務を適切に実施できるよう、制度の周知・広報や丁寧な相談対応に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、鳥取法人会の益々のご発展、並びに会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄とともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

第9回 定時総会開催

令和2年5月29日（金）鳥取商工会議所ビル 大会議室

本総会は新型コロナウイルス感染症の影響により出席者の感染リスクの軽減、健康面を最優先に考慮し税務当局協力保険3社、関係団体への来賓出席依頼は行わず、会員皆様には可能な限り委任状での出席をお願いし小規模、時間短縮にて執り行いました。

◇ 本人出席 9名 委任状出席 953名

午前11時、定刻となり吉田 智事務局長（以下、事務局長）進行のもと村江 清志会長の開会挨拶の後、事務局長より本人出席者数および委任状出席数が、本総会成立要件を満たしている旨報告を行なった。

定款に則り、村江 清志会長が議長を務め、議事録署名人として花原秀明理事、岸本 信一理事2名を議場に諮り満場一致で承認された。第1号議案、令和1年度決算承認について事務局長が説明、大久保計良監事からの監査報告があり満場一致で承認されました。

つづいて令和1年度事業報告および令和2年度事業計画と収支予算は理事会承認済事項として、本総会においては報告事項として事務局長が説明を行なった後、会員増強功労企業1社、福利厚生制度法人1社営業社員2名、租税教室講師16名の表彰報告が行なわれた。以上、定時総会は滞りなく終了しました。

◆ Zoomセミナー開催 44名参加

講師 リコーITソリューションズ(株) 森 孝司 氏

9/2(水) 9/17(木) 9/23(水) 3回開催

◆ 法人税務説明会・新設法人説明会開催

講師 鳥取税務署 元上 和彦 氏

□ 第1回 6/24 資料配布のみ 94社（非会員33社）

□ 新設法人説明会 6/24 資料配布のみ 15社

□ 第2回 9/17 説明会 67社（非会員17社）



開会挨拶 村江会長



第7回 県連統一 税金クイズ！！

当選者100名様 <応募〆切 令和2年11月30日>

(当選者発表は商品発送をもって代えさせていただきます。)

鳥取法人会HPにも掲載中！！



皆様からのご応募
お待ちしております



表彰の皆様 (順不同)

～ 会員増強に対する感謝状 ～

(会員獲得5社以上の方々)

● 団体表彰 1社 ●

● 個人表彰 1名 ●



AIG損害保険(株) 様



辰己 泰彦 様
(株)ドゥーベスト保険事務所)

～ 福利厚生制度に対する感謝状 ～

大同生命保険(株)

AIG損害保険(株) 代理店

AIG損害保険(株)



浅田 純子 様
(大同生命保険(株))



辰己 泰彦 様
(株)ドゥーベスト保険事務所)



橋本 正幸 様
(AIG損害保険(株))

～ 「租税教室」講師に感謝状～



諸吉 稔 様
(株)ティエスピー)



渡邊 昌子 様
(株)Abe-Rise)



出口 敦教 様
(有)プラスベリティ)



辰己 泰彦 様
(株)ドゥーベスト保険事務所)



清水 昭生 様
(株)清水)



加藤 寛 様
(株)太陽)



中井 史生 様
(有)アドセンターパル)



田島 大介 様
(株)タシマボーリング)



山根 望 様
(株)鳥取建材)



林 貴之 様
(はやし接骨院)



松村 将史 様
(千谷茗風園)



尾崎 大祐 様
(D.O)



小谷 直大 様
(有)亀甲や)



田淵 裕章 様
(株)田淵金物)



橋本 正幸 様
(AIG損害保険(株))



西村 寿幸 様
(AIG損害保険(株))

令和元年度 正味財産増減計算書（損益計算ベース）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	1,250	△ 750
特定資産運用益	49	40	9
受取会費	9,673,700	9,867,200	△ 193,500
事業収益	2,403,210	3,796,080	△ 1,392,870
受取補助金	9,057,300	8,028,900	1,028,400
受取負担金	673,000	673,000	0
雑収益	682,108	1,163,932	△ 481,824
経常収益計 (A)	22,489,867	23,530,402	△ 1,040,535
(2) 経常費用			0
事業費	19,152,843	20,809,076	△ 1,656,233
管理費	2,585,936	2,192,601	393,335
経常費用計 (B)	21,738,779	23,001,677	△ 1,262,898
当期経常増減額 (A-B)	751,088	528,725	222,363
経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	751,088	528,725	222,363
一般正味財産期首残高	14,304,526	13,775,801	528,725
一般正味財産期末残高	15,055,614	14,304,526	751,088

令和2年度 収支予算書（損益計算ベース）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	1,250	△ 750
特定資産運用益	40	60	△ 20
受取会費	9,760,000	10,350,000	△ 590,000
事業収益	2,545,000	4,232,000	△ 1,687,000
受取補助金	8,966,700	8,453,300	513,400
受取負担金	685,000	679,000	6,000
雑収益	400,100	500,100	△ 100,000
経常収益計 (A)	22,357,340	24,215,710	△ 1,858,370
(2) 経常費用			0
事業費	21,641,658	22,664,350	△ 1,022,692
管理費	2,718,962	2,623,150	95,812
経常費用計 (B)	24,360,620	25,287,500	△ 926,880
当期経常増減額 (A-B)	△ 2,003,280	△ 1,071,790	△ 931,490
当期一般正味財産増減額	△ 2,003,280	△ 1,071,790	△ 931,490
一般正味財産期首残高	15,055,614	14,304,526	751,088
一般正味財産期末残高	13,052,334	13,232,736	△ 180,402

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

I. 事業計画の基本方針

平成24年4月1日、公益社団法人へ移行以来、以前の社団法人に比べ主務官庁による行政監査の定期的な実施など公益性、コンプライアンス・ガバナンスの徹底に向けた体制強化に加え、諸規程の整備が求められています。

本来の設立趣旨である、よき経営者をめざすものの団体として、会員企業、社員様を支援することはもとより、公益法人として非会員、一般市民への税広報・法人会活動広報に加え社会貢献活動にも積極的に取り組んでいきます。

1. 税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正かつ公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政との協調・協力による円滑な執行に寄与する。
2. 税ならびに会社経営に関する研修会及び従業員向け研修実施により会社の質を高める。
3. 会員の積極的な自己研鑽姿勢を支援し健全な企業経営を進め、企業の繁栄を図る。
また、地域の一員として法人会のスケールメリットを活用した地域に密着した活動を進め、社会の健全な発展に貢献する。

II. 主な事業計画

1. 公益目的事業の推進

(1) 税務研修相談事業

- ◇ 年5回の決算期別法人税務説明会開催
- ◇ 年2回の新設法人税務説明会開催
- ◇ 年2回の会報発行・HP・フェイスブック等による税および活動の広報
- ◇ 税制等の冊子配布・その他税務・経営関連研修会の開催
- ◇ 電子申告(e-Tax)・電子納税(ダイレクト納付)の利用促進支援

(2) 租税教育事業

- ◇ 小・中学校対象の租税教室への講師派遣(青年部会・親会)
- ◇ 第13回「キッズカフェ」の決算状況を題材とした租税教育(青年部会)
- ◇ 第11回「税に関する絵はがきコンクール」実施・カレンダー作成(女性部会)

(3) 税制提言事業

- ◇ 税制委員会による税制改正要望の取りまとめ
- ◇ 税制行政の円滑化を図るための要望等を関係官庁に提言
- ◇ 全国大会・税制改正要望大会への参加～10月8日(木)岩手大会(盛岡市)

(4) 広報事業

- ◇ HPの充実～情報開示・講演会・研修会他イベント紹介による広報促進
- ◇ 会報年2回発行・県連会報年1回・全法連情報誌「ほうじん」年4回配布
- ◇ 「税を考える週間」(11/11～11/17)の事業実施
- ◇ イベント参加による税金クイズ・税広報の実施
- ◇ フェイスブックによる広報チャンネルの拡大

(5) 社会貢献事業

- ◇ 第13回「キッズカフェ」開催による次世代の育成(青年部会)
- ◇ 献血ボランティアの実施(女性部会)
- ◇ 支部活動における「花の苗」寄贈、グラウンドゴルフ大会共催
- ◇ 古タオルの回収・寄贈(女性部会)
- ◇ 県連受託事業(とっとり出会いサポート事業)への支援・協力

(6) 経営支援事業

- ◇ 講演会・セミナーの実施および参考冊子の無料配布
(親会：2回 女性部会：3回 青年部会：3回 支部：6回)
- ◇ 新入社員研修会 4月開催(鳥取商工会議所・鳥取県経営者協会との共催)
- ◇ 入社3年以内社員対象実践マナー研修 秋開催
- ◇ 社員対象インターバル研修の実施(新規)

国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するFAQを裏面に記載しております。



法人番号 7000012050002

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。
詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。
また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続きをオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続きに関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。
なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。
また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（[年末調整特集ページ](#)）



女性部会・青年部会ではコロナ禍、上半期予定されていた総会、他事業の中止・延期を余儀なくされる中、今後の各事業開催可否について感染防止対策の徹底と地域経済活性化の両立を基本スタンスとし役員会・各委員会にて方向性を検討しました。

青年部会の広場

- ◆ 役員会・委員会開催 下半期事業計画再検討
- ◆ 租税教室 教育カリキュラム変更により既開始
- ◆ 交流会 9/5 BBQ 17名・交流ゴルフ8名
- ◆ 第13回キッズカフェ 福部未来学園小学校 1月開催準備中
- ◆ 研修会 オンデマンドセミナーの実施に向けた説明



☆ 青年部会 主な活動 会員数 70名
部会長 清水 昭生☆

- ◇ キッズカフェ ◇ 小学校6年生、中学生
対象租税教室講師派遣
- ◇ 視察研修 ◇ 研修会 ◇ 講演会
- ◇ Xmas家族会・BBQ・お花見

あ～ Help Me !!



今年は事業を計画するたびに、コロナに振り回され、も～大変だあ～
ウィルスのバカヤロー!! そんな中ですが新入会員は募集中です。
若手経営者の皆さん、青年部会仲間になりませんか。 by 会員委員長 高田章央

女性部会のページ

令和2年8月6日(木)

女性部会役員会開催

今年は新型コロナウイルス感染症防止の為、女性部会総会は資料送付のみ、役員会と7月定例会は中止となりました。いっこうに収束の気配が見えない中、マスク着用、会議室入り口で手指のアルコール消毒、検温、室内換気、3密を避けテーブル1台に1人着席と出来る限りの感染防止対策を講じ、事業再開に向けた準備をと役員会を開催しました。

久しぶりに役員皆さんの元気な姿、笑顔が見え一安心しました。

皆さん口々に「やっと会えたなあ。会議も研修も何にもなくなって、人と会うことがなくなって、本当に寂しかった。」と言っておられました。限られた1時間の役員会で「税務署幹部との交流会」「オンラインセミナー」「新年会」「鳥取歴史探訪」など下期事業の計画を立てました。あとはコロナが落ち着き、可能な限り事業が実施できることを願うばかりです。 事務局 森村



☆ 女性部会 主な活動 会員数 47名 部会長 川口 真佐子☆

- ◇ 税に関する絵はがきコンクール ◇ 視察研修
- ◇ 古タオル、古布の回収・寄贈 ◇ 研修会 ◇ 講演会
- ◇ 交流会 ◇ 親会イベントスタッフ



絵はがきコンクール台紙

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。 ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。 ▷ 担保は不要。 ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
<p>（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備</p> <p>（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、 一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少） した場合で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期間要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



「段取り8分、仕事2分」

株アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間 千映子

日本はものごとを決めるのに時間がかかるといわれるが、それは価値観に「和」を抱いていることから生じているのではないかと思いついた。

「価値観」は人が納得するとき、必ず顔を覗かせる。「和」とはどんな価値観かと問えば、多くの人は「穏やかなこと」というのではないか。しかし、それは本来の半分の意味しかないのかもしれない。「穏やかなこと」という結果に行きつくにはどうしたらよいか。大和言葉の語彙に大陸から持ち込んだ漢字を充てるという、当て字を土台にしているが、その足跡にある音訓をたどること、いにしえの日本社会が抱いた「和」という価値観を紐解いてみる。

「和」という文字は「ワ」とか「やわらぐ」「なごむ」などと読む。音読み「ワ」は、足し算の結果を

意味するが、そこに「やわらぐ」「なごむ」などという状態を表す訓読みの意味を持たせたことで、大陸では加算という意味だったものを、日本では「単に加算に留まらず、その結果を「やわらぐ」「なごむ」ことに仕立てる」という意味に変わった、ということになりそう。

ただ単に結果に勝ち負けだけを描くのと異なり、結果を「やわらぐ」「なごむ」状態に仕立てるために、「勝った側の役目として負けた側が負けたことを受け入れられるようにするにはどうするか」まで組み立てることも、戦略的思考の中に潜り込んでくるのが「和」なのだ。「和」の場合、「相手と自分の関係整理の後に生まれる状態を穏やかにするには、最初に「何を足しておくべきか」に腐心する」という現象が生まれてくるのである。「和」の場合、足すべきものを

を探すという「段取り8分」の対応があり、ここまで描いてから起動するので、「契約」や勝ち負けだけを念頭に活動する場合に比べて起動に時間が取られ、それが表面的には「スピード感に欠ける」と映るのではないか。

しかし、実際にスピード感が落ちてしまうのはただだけではない。それを補うには、結果にどのような状態を生み出すかの絵がしっかり描けていることが必要になってくる。それが腐心すべき範囲を示すことになる。つまり、和という価値観の下で迅速な決断を行うには、その前に「加算すべきこと」を何にするかの選択が肝心ということになる。

例えば、今回のコロナ禍への対応では「手洗い、マスク、3密回避」といった日本の原則回帰の取り組みが存外効果的だったと国際社会から評判を得ている。一見、治療するには陽性が陰性かの仕分けが肝心と映る。だから各国とも全数検査の体制強化に乗り出した。しかし、治療法が確立できていなければ

検査結果の意味はどれほどかとなり、原則徹底を日本は選んだ。ものごとの取り組み方は、こんなところでも真逆になっている。

ネット社会が加速化する中、現実には契約でくくれきれるものではなくなっており、むしろどこまで目を配れるかという「和」の時代になっている。「和」のネットは、スピード感。「段取り8分、仕事2分」。それを鍛えることがグローバル時代に価値を生む。

Profile

玄間千映子(げんま・ちえこ)

株アルティスタ人材開発研究所代表。

國學院大學卒。

米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。

現在、日本経済大学大学院非常勤講師、

信州大学コーディネーター兼先端材料研究所野口研究室技術アドバイザー、(一社)

水底質浄化技術協会監事などを兼任。著

書に「朗働の時代」

「ジヨブ・ディスクリプション一問

一答」「リストラ

無用の会社革命」

など。



『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」 キャンペーン』を実施中！！

所長ご挨拶

大同生命保険株式会社
山陰支社 鳥取営業所
所長 根本 隆介



このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

日頃より、法人会福利厚生制度の中の「経営者大型総合保障制度」を通じて、大変お世話になっております。

さて、法人会福利厚生制度は令和3年度に創設50周年を迎えます。

50周年を迎えるにあたり、2ヵ年かけて『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーン』を実施しており、「法人会経営者大型総合保障制度」取扱社数増大も目標のひとつとなっております。

会員の皆さまにおかれましては、制度推進にさらなるご理解、ご協力をいただければ幸いに存じます。新型コロナウイルスはまだ先が見通せない状況でございますが、くれぐれもご自愛ください。末筆ではございますが、会員様事業のご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

鳥取営業所 社員紹介



小林千代美



藤原建二



岩見聖子



山田美里



西村和泉



土井健三

大同生命保険株式会社 山陰支社 鳥取営業所
鳥取市富安2-159 久本ビル4F
TEL：0857-22-2007 FAX：0857-37-0131



INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口

そのネーミング

使って大丈夫ですか？

カタログやチラシを作る前に**商標**の確認されましたか？

他人の名前やマークを勝手に使うと、訴えられるリスクがありますよ。

訴えられる前に、**商標調査**や**商標登録**を！



INPIT鳥取県知財総合支援窓口

商標とは

他者の商品・サービスと区別するために使用する文字やマークのことを言います。



1
商標登録すれば、その商標は自社だけが独占的に使用できます。

2
商標の役割は
・自他商品識別機能
・出所表示機能
・品質保証機能
・宣伝広告機能
があります。

3
商標権は、故意・過失を問わず侵害が許されない権利です。

4
商標権は早い者勝ちの権利です。



【お問合せ先】

相談無料・秘密厳守

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

運営：(公財)鳥取県産業振興機構 & (一社)鳥取県発明協会

東部窓口 ☎ 0857-52-5894

西部窓口 ☎ 0859-36-8300

2020.7

INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口 INPIT鳥取県知財総合支援窓口

わが社のホープと会社PR

- ①名前 ②趣味 ③自由記載
④上司からのコメント ⑤会社の住所
⑥仕事内容 ⑦わが社のPR

秋山歯科矯正歯科医院



- ① 秋山 紀子
② テニス 料理
③ 主人の転勤の関係で2年ほど前に広島から鳥取に来て歯科衛生士として勤務することになりました。患者さんが多い医院なので、勤務して新たに覚えることや技術向上のための練習も大変でしたが、責任感ある仕事を任せてもらい、患者さんから直接感謝されることもあるので仕事にやりがいを感じています。現在妊娠中で来月育休に入る予定です。スタッフがたくさんいるため、体調不良のときや定期健診の時もみんながカバーしてくれたのでとても安心で出産のぎりぎりまで働くことができます。妊娠してもかわらず医院の第一線で働けることを感謝しています。

- ④ 入社してとても努力してくれて、技術やコミュニケーション能力の向上には目を見張るものがあります。患者さんはもちろん、スタッフからの信頼も厚く頼りになります。現在も医院のホープとしてだけでなく、医院を支える中心となるスタッフの1人として活躍してくれていますが、出産や子育てを経験することで仕事観や人間性が向上し、プラスになって、さらに活躍してくれることを期待しています。

会社の概要

- ⑤ 鳥取市南町401 Tel. 0857-22-2966 <web診療予約可> 駐車場完備10台分
⑥ 一般歯科 矯正歯科 審美歯科 予防歯科 インプラント など
⑦ 歯科医院という場所は決して皆さんにとって気持ちの良いところではないかもしれませんが、おちつける環境とスタッフの高い技術と対応によってできるだけ「痛い・怖い」イメージをなくすことを心がけています。新型コロナ対策として消毒はもちろんのこと、令和2年5月に医院の全面改装を行い、診療スペースをそれぞれ個室にすることで患者さんが安心して治療をうけていただけるようにしております。これからもお口の定期クリーニングを行い、患者さんのお口の健康を守ることで地域貢献をしていきたいと思っております。



鳥取税務署 人事異動のお知らせ

(令和2.7.10発令)

官 職	新 任 (前 職)	前 任 (異 動 先 等)
署 長	古 賀 裕 志 (広島国税局 総務部 厚生課長)	湊 和 義 (広島国税局 総務部 総括相談官)
総 務 課 長	小 矢 野 健 二 (広島国税局 調査査察部 調査管理課 課長補佐)	道 下 雅 昭 (岡山東税務署 総務課長)
法人課税第一部門 統括国税調査官	椿 徳 光 (広島国税局 調査査察部 調査第三部門総括主査)	藤 田 勝 (尾道税務署 総務課長)
法人課税第一部門 総括上席調査官	神 原 啓 介 (広島国税局 課税第二部 法人課税課監理三係長)	稲 田 洋 三 (広島国税局 課税第二部 法人課税課総務係長)

<古賀裕志 鳥取税務署長と村江清志 鳥取法人会会長 対談>

令和2年9月30日(水) 鳥取税務署 署長室にて

本年7月10日発令、広島国税局より鳥取税務署長に着任された古賀裕志氏と当会、村江会長との対談が行われました。

- ◆ コロナ感染症の影響 ◆ 鳥取の印象 (人・食・街)
- ◆ 青年部会 租税教育・キッズカフェ
- ◆ 女性部会 税に関する絵はがきコンクール
- ◆ 税務当局との連携・協調 税関連情報会員周知
- ◆ 県内における日本酒消費量の現状



左側：村江 会長 右側：古賀 署長
～ 撮影時だけマスク外しています。～

《一部抜粋》

会長「着任後3カ月、鳥取の印象はどうか。」

署長「休日は自転車です市内街並み散策をしています。食事はやはり、県産肉もさることながら日本酒党の私にとって日本海の魚介類の美味しさに感動しており最高の肴になります。もしスーパーなどで割引食材を買っている姿を見かけられたら、そっと見守っておいてください・・・。」

会長「いつでもお店を紹介しますので、コロナが収束したら是非、堪能していただければと思います。」

会長「コロナの影響で法人会会員企業の経営状況も懸念され、当会事業も、イベント、セミナー、講演会など全く実施できない状況でしたが、リモート会議などに活用できるzoom基本セミナーを開催するなど、少し動き出しました。会員への支援、経済回復を念頭におき下半期は計画、実施していく必要性を感じています。会員勧奨でも苦戦している状況ですが、事業承継、販路拡大など人的ネットワークを生かした新たな切り口も必要と考えます。」

署長「当局、署においてはコロナの影響により年末調整説明会の中止を決定しており、今後の確定申告手続きについても、工夫していく必要性を感じています。」

会長「法人会と税務当局との連携・協調体制をこれまで以上に維持していくことは当会にとっても重要なことであり、各種説明会の講師派遣、イベント協力など感謝しています。」

署長「私共も法人会会員との接点を増やせるよう会社訪問など、提案していきたいと思います。また、税制改正や新たな制度等、よりタイムリーな情報提供を行っていかうと思っています。」

会長「地元企業において規模はさておき注目すべき企業は多数あり、是非検討していただければと思います。また、タイムリーな情報交換ができるよう訪問頻度を増やして頂ければと思いますので、引き続き連携維持方よろしくをお願いします。」

終始、和やかな会談でした。有意義な時間をいただき感謝いたします。

会社名	代表者	業種
《東支部》		
(株)マイウェイホーム	岡野 大祐	工務店
(有)大山	山本志津栄	不動産賃貸
(株)ナカムラ	中村 孝行	不動産賃貸
居酒屋 小次郎	吉村 泰之	飲食業
《西支部》		
オーダープラン水口	水口 誠	建築業
《南支部》		
シュビドゥバー	森尾 太宥	飲食業
《北支部》		
高木建築	高木 寿幸	建設業

会社名	代表者	業種
《湖東支部》		
(株)SPH	下田 淳也	運動施設
(株)タイヨー通信システム	中谷 直樹	建設業
(株)若狭屋プロモーション	高木 誠	広告業
《桜ヶ丘支部》		
山下建築(株)	山下 大輔	建築業
(株)悠彩 ^{ヘイセイ}	宮川 孝芳	介護事業
《八頭東支部》		
(株)因幡古典探究舎	都 泰寛	人材育成

(順不同)



鳥取法人会 行事予定

(令和2年11月1日～令和3年3月31日)

年月	事業・研修会等	役員会・委員会等	その他
2.11	年末調整説明会 ※県東部全域対象 中止 税広報イベント 木のまつり 中止 税金クイズは実施 青年部会 定例会 第3回 法人税務説明会《10・11・12月決算会社》(下旬) 税制改正提言活動(下旬)	組織委員会	
12	青年部会 クリスマス家族会(上旬)	正副会長会議	「県連通信」・「ほうじん」 発送(下旬)
3.1	青年部会 定例会(中旬) 女性部会 定例会(中旬) 第13回「キッズカフェ」 福部未来学園小学校	青年部会 役員会 第2回 広報委員会	
2	第10回「税に関する絵はがきコンクール」選考会(2/9) 第4回 法人税務説明会《1・2月決算会社》(上旬) 支部合同講演会(中旬) 第10回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式(2/24) とりぎん文化会館 第1会議室	研修委員会	
3	青年部会 定例会 女性部会 定例会 献血ボランティア 鳥取商工会議所1Fエントランス 第5回 法人税務説明会《3月決算会社》(下旬)	総務委員会 青年部会 役員会 女性部会 役員会 第3回 理事会	「法人とっとり」第106号発行 「法人とっとり」・「ほうじん」 発送(下旬)

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により、急遽中止、及び日程変更となる場合がございます

公益社団法人 鳥取法人会

〒680-0031 鳥取市本町3丁目201番地

鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル2階

TEL 0857 (27) 1604 FAX 0857 (20) 0555

メール hojin@toriho.com

ホームページ <http://www.toriho.com>

ご意見・ご要望をお寄せください





【県委託 鳥取県法人会連合会 社会貢献事業】

とっとり出会いサポートセンター えんトリー NEWS

カップルに優待サービスを
提供していただける協賛店を募集中!!

登録
無料

～ えんトリー結婚応援パスポート「EN-PASS」は? ～

- えんトリー会員の新婚カップルやこれから結婚を予定しているカップルを応援する制度です。
○登録するとこんなメリットが…
- えんトリーのHPやSNSでご紹介! イベント等の参加者が新規顧客、リピーターに!
- 社会貢献活動の取組促進にお役立ていただければ…!



登録店舗の名称 <東部版>		えんトリー 会員状況	
cafe 木の香り	MIRAI restaurant&cafe	現登録会員数	705名
(株) ハウス大昭和	Develop SURF&SEA	お引合せ成立組数 (累計)	1,697組
moco Life style store	和想館 カフェ 186	カップル成立数 (累計)	683組
ギフト館トダ	PUBLIC BAR LIT	成婚数 (センターに連絡のあった組数)	120組
ホテルモナーク鳥取	シュビドゥパー		
ヴェルージュ	gallery shop SORA		
山陰酸素工業株式会社 鳥取ショールーム	和佳		
絹の館 さーびす	カフェティメゾン ひとつ屋根の下		
プライダルジュエリー&メガネ・サングラス スイス	おくだいら商店		
株式会社FPI	YANAGIYA		
プライダルショップJuno	鳥取シネマ		
Uスタジオウシオ	ハリカ鳥取店有限会社		
浦富海岸島めぐり遊覧船	カウンセリングルーム鳥		
株式会社サカイ引越センター 鳥取支社	中井脩 本店		
川のhotori用瀬	中井脩ガーデン		

【2020年8月末現在】



仲人制度がはじまります
未婚者の中には「相手を紹介してほしい」「自分では相手を決められない」という要望も一定数あることから、地域の仲人さん、親御さんの掘り起こし、ネットワーク化を通じて、出会いの機会充実を図ります。



広報委員の
ひとりごと

私は、共に感動、「共に」派です

コロナ禍の中、コンサート・イベントなどのエンターテイメントのほとんどが開催されず寂しい日々が続いております。ネット上での開催などは試みられておりますが、体感などの面からもやはり“違います”。今後、人と人との関わり方、伝え方など大きく変わっていくかもしれない中、大きなホールで共に盛り上がる、共に感動するなど「共に」が再開されるのが待たれます。

一方、事業者側の立場からすると・収支が成り立つか・もしイベントからコロナが発生したら・ネットに書き込まれ炎上したり社会問題になったら…などなど。中止になったイベント、延期になったイベントなど様々ですがReスタートがなかなか踏み出せません。

ちなみに「オンライン飲み会」、終わったあとの虚しさは寂しい限りでした…私は。

奥平 正之

新たな「鳥取生活」を満喫?

法人課税第一部門統括官の椿と申します。この度の異動で広島から鳥取署勤務となり、新たな勤務地で初めての単身赴任生活が始まりました。

新しいと言えば「新しい生活様式」で、自分の生活にあった「生活様式」を実践していきたいと思っております。行ってみたい観光地、食べてみたい海産物や果物など、今は少し我慢の状態です。

しかしながら、「新しい行動」として、休日に早起きして、人込みを避けながら食べた限定100食の海鮮丼は最高でした。また、有名な観光地に行かなくても、近所を散策していたら、由緒あるお寺や神社がたくさんあることに、驚いています。ガイドブックに載っていない名所を発見するのも「新しい生活様式、行動」だと思っております。

1年間どうぞよろしくお願い致します。

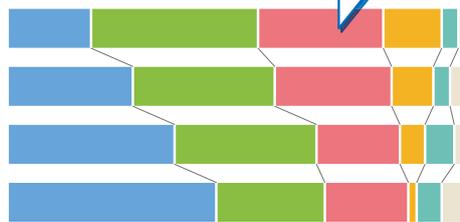
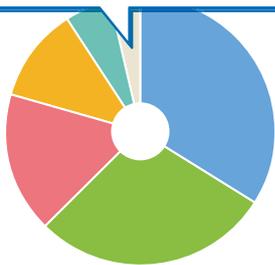
椿 徳光

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。



大同生命保険株式会社

山陰支社 鳥取営業所/鳥取県鳥取市富安2丁目159番地(久本ビル2F)
TEL 0857-22-2007